

○本庄市農業振興整備促進審議会条例

平成18年1月10日

条例第145号

(設置)

第1条 この条例は、本庄市農業振興地域整備計画を策定するための必要な事項を調査審議するため、本庄市農業振興整備促進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号の事項について審議する。

- (1) 農業振興地域整備計画の策定に関すること。
- (2) 農業振興地域整備計画の変更に関すること。
- (3) その他市長が農業振興計画に必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 農業委員会委員
- (3) 農業協同組合の役職員
- (4) 土地改良区の役員
- (5) 識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経済環境部農政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。